

# 世代と世代の支え合い 国民年金

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人々が加入し、老後や万が一の際の暮らしを支え合う制度です。所得の減少や失業などで納付が困難なときは、免除や猶予などの制度があるので早めにご相談ください。



## ◎安心して暮らすための国民年金

### ■加入種別と保険料について

国民年金の加入種別は職業などにより表1のとおり3つに分けられています。保険料の納め方もそれぞれです。

種別	対象	保険料の納め方
第1号	自営業や学生、無職の人など	自分で納付
第2号	厚生年金と共済組合の加入者	給与からの天引き
第3号	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者が加入する年金制度が負担

自分で納付する第1号被保険者の29年度の保険料は、月1万6490円です。また、1カ月に付き400円の付加保険料<sup>\*1</sup>を納めると、受け取る老齢基礎年金が増額されます。納付方法は、現金か口座振替、クレジットカード払いが選べます。口座振替とクレジットカード払いは事前に申し込みが必要です。

### ■3種類の給付でサポート

#### ①老齢基礎年金

国民年金に加入して保険料を納めた期間(受給資格期間<sup>\*2</sup>)が10年以上ある人が原則として65歳から受けられます。

保険料を全て納付した場合の年金額(29年度)  
年77万9300円



#### ②障害基礎年金<sup>\*3</sup>

国民年金加入中に病気やけがなどで一定の障がいが残ったときに受給できます。20歳になる前の病気やけがなどにより、一定の障がいが残った人は、20歳になると受けられます。

年金額(29年度)  
1級:年97万4125円  
2級:年77万9300円



#### ③遺族基礎年金<sup>\*3</sup>

国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格がある人が死亡したとき、18歳未満の子がいる配偶者や18歳未満の子が受給できます(子に障がいがある場合は20歳未満)。

年金額(29年度)  
年77万9300円  
(子がいる配偶者:子1人に付き年22万4300円、3人目以降は子1人に付き年7万4800円を加算)



- ※1 保険料の免除を受けている人と、国民年金基金に加入している人は付加保険料を納められません
- ※2 保険料免除や猶予、学生納付特例などの期間、厚生年金など他の年金加入期間を含む
- ※3 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるには、一定の納付要件を満たしている必要があります

## ◎納付が難しいときは早めの相談を

保険料を納めていない期間(未納期間)は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれません。また、未納期間があると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できないことがあります。所得の減少などで納付が難しいときは、納付を免除・猶予する制度があります。免除・猶予された場合、受給する年金額は全額納めた場合より少なくなりますが、免除・猶予を受けた期間は受給資格期間に含まれます。

### ■免除・猶予には申請が必要

納付が免除・猶予されるのは、表2の条件を満たし、申請が認められたときです。その他、退職や失業したとき、天災により損害を受けたときなどにも、免除される場合があります。

表2 免除・猶予を受けるための条件

免除の種類	条件	免除と納付猶予期間
免除(全額・一部)	本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定以下	7月分 ～翌6月分
納付猶予	50歳未満で本人と配偶者の前年所得が一定以下	4月分 ～翌3月分
学生納付特例	学生で本人の前年所得が一定以下	

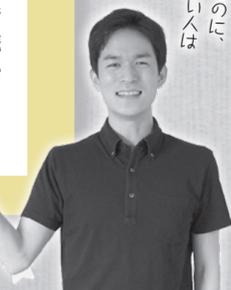
#### 【申請に必要なもの】

- ①年金手帳
- ②学生証や在学証明書(学生納付特例の申請の場合)
- ③雇用保険受給資格者証や離職票など(退職による申請の場合)
- ④本人の印鑑(本人以外が申請する場合)



## 年金のもらい忘れはありませんか？

老齢基礎年金の受給資格期間が25年間から10年間に短縮されました。対象者には日本年金機構から黄色の封筒で年金請求書が届けられています。まだ請求の手続きをしていない人は、ねんきんダイヤル☎0570-05-1165に電話で予約の上、手続きをしてください。



## 問い合わせ・手続き

### ◎国民年金第1号被保険者

医療助成年金課(市役所本館2階) ☎626-7529  
都南総合支所税務福祉係(津志田14) ☎639-9058  
玉山総合事務所健康福祉課(渋民字泉田) ☎683-3869

### ◎国民年金第2・3号被保険者

盛岡年金事務所(松尾町) ☎623-6211  
街角の年金相談センター盛岡(大通三) ☎613-3270

追納・後納で年金額をアップ

### ■追納で年金を満額に

免除・猶予を受けてから10年以内なら、免除・猶予期間の保険料を納付することができます(3年以上前の保険料は加算額を含めた納付が必要)。これにより、受け取る年金を満額に近づけられます。手続きは医療助成年金課へどうぞ。

### ■後納で年金額アップ

免除・猶予を受けていない月の保険料は、2年を過ぎると納付できません。ただし、30年9月までの特例措置として、申込時から過去5年以内の未納保険料を納付できます。手続きは盛岡年金事務所へどうぞ。

# 後期高齢者医療制度

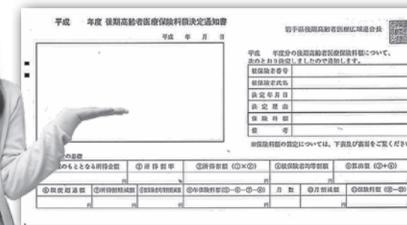
【問】健康保険課  
(市役所別館1階)  
☎613-8439

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障がいがある人は65歳)から加入する健康保険です

## 7月10日に保険料額決定通知書を発送

後期高齢者医療制度の加入者へ、29年度の「保険料額決定通知書」と「保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を7月10日(月)に発送します。29年度の保険料は28年中の所得を基に計算しています。計算方法について詳しくは、通知書でご確認ください。【広報ID】1003619

これが保険料額決定通知書です。納付書が同封されています



## 年金天引きの場合

後期高齢者医療制度では原則として、年金天引きで保険料を納めます(特別徴収)。4・6・8月分の保険料は前年所得が確定していないため、仮算定した保険料を年金から天引きします。前年所得の確定後、「確定した年額保険料から仮徴収した保険料を差し引いた額」を10・12・来年2月に分けて天引きします。

## 納付書払いの場合

次のいずれかに該当する人は、保険料を指定金融機関などの窓口で納付します(普通徴収)。

- ① 対象になる年金が年額18万円未満
  - ② 年度の途中で盛岡市へ転入した
  - ③ 年度の途中で後期高齢者医療制度へ加入した — など
- 送付された納付書を持参し、納付してください。保険料はゆうちょ銀行などの指定金融機関のほか、コンビニエンスストアなどでも納付できます。また、29

## ●年金天引きから口座振替へ納付方法を変更できます

### 【変更の方法】

- ① 通帳と通帳届出印を持参して、金融機関の窓口で口座振替の手続きをします
- ② その後、口座振替依頼書(本人控え)と印鑑、保険料額決定通知書を持参して、健康保険課か都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課で手続きをします

年度の納期限は表1のとおりです。納付書は納期ごとに作成されているので、納期限を確認の上、お支払いください。

期別	納期限
第1期	7月31日(月)
第2期	8月31日(木)
第3期	10月2日(月)
第4期	10月31日(火)
第5期	11月30日(木)
第6期	12月25日(月)
第7期	来年1月31日(水)
第8期	来年2月28日(水)

## 災害などによる保険料の減免

災害や特別な事情により、保険料や医療機関への医療費の一部負担金などの支払いが困難な人は、申請すると減免を受けられる場合があります。詳しくは、健康保険課へお問い合わせください。

## ●便利な口座振替をご利用ください

納付をうっかり忘れてしまわないため、口座振替の利用がお勧め。保険料額決定通知書と通帳、通帳届出印を持参して、銀行など金融機関の窓口でお申し込みください。

## ●納期限までに納付しないと

- ▲ 督促手数料や延滞金が増額されます
- ▲ 後期高齢者医療被保険者証の有効期間が短くなる場合があります
- ▲ 財産を差し押さえられる場合があります

## 8月は保険証の更新時期

### ●医療費の自己負担割合の決め方

医療費の自己負担割合は、所得によって決まります。次に該当する人は3割負担です。該当しない人は1割負担です。

- ① 住民税の課税標準額<sup>\*1</sup>が145万円以上
- ② ①と同じ世帯の被保険者

### ●申請で自己負担割合が変わる人も

自己負担割合が3割と記載されていても、収入<sup>\*2</sup>が次の基準に該当する人は、健康保険課へ申請してください。申請の翌月から医療費の自己負担割合が1割になります。対象になると思われる人には「後期高齢者医療被保険者証」を送付する際に通知を同封します。

- ※1 「所得の合計-住民税の控除額」の金額
- ※2 必要経費を引く前の金額で、確定申告書の収入の欄の金額

8月から使用する「後期高齢者医療被保険者証」を7月12日(水)に発送します。医療費の自己負担割合が記載されていますのでご確認ください。【広報ID】1003618

### ①被保険者が1人の場合

- ① 収入が383万円未満
- ② 収入が383万円を超えても同一世帯に70~74歳の人がある場合は、その人と被保険者の収入合計が520万円未満

### ②同一世帯に被保険者が2人以上いる場合

被保険者全員の収入合計が520万円未満

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証の更新は7月19日から受け付け

住民税非課税世帯の人が現在使っている「限度額適用・標準負担額減額認定証」<sup>\*3</sup>の有効期限は7月31日(月)です。入院や高額な外来診療のため、引き続き認定証が必要な場合は、7月19日(水)から申請を受け付けます。認定証を持参し、健康保険課か都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課へどうぞ。

- ※3 住民税非課税世帯の人が入院する場合や外来診療で医療費が高額になった場合に医療機関の窓口で提示する証書

自己負担割合は、この枠内に記載されています



## 後期高齢者医療歯科健診

口腔機能の維持改善のために健診を受けましょう。  
【実施期間】12月28日(木)まで  
【対象】昭和16年4月1日~17年3月31日生まれで、後期高齢者医療制度の加入者  
【費用】無料  
【受診時の持ち物】後期高齢者医療被保険者証、6月20日(火)に発送した「歯科健診のご案内」  
※指定医療機関一覧は「歯科健診のご案内」に同封しています